

CN・DLN合同企画 『透析患者のより良い生活を実現する看護とは？』

11月23日(日)9:30~10:30 第2会場

透析看護の2つの資格制度

私達は、透析患者の安全で安寧な日々を支援する事に透析看護の意義を見出し、看護師の資格や技能の向上と、専門性の高い看護師の育成を基本として、様々な活動を展開していかなければなりません。また、透析患者と家族に対して、熟練した技術と知識を用いて実践ができる看護職者を育成する必要があります。そこで、他の看護職者に対して指導・相談ができ、透析看護の質の向上に寄与するために必要な能力を養う事を目的に、透析看護に2つの資格制度が作られました。

1つは、2004年に5学会合同認定、「透析療法指導看護師」が作られ、翌年の2005年に、日本看護協会認定、「透析看護認定看護師」を発足し、専門性を持った看護師の養成を始めました。

これら2つの資格は、名前は違いますが透析患者の生命の安全と安寧を守り、良質な看護サービスが提供できるよう働きかけ、他の看護職者の看護モデルとしての役割を担っています。

そこで、今回2つの資格の中から現在キャリアを積んで育成に努められている看護職者の方の事例を拝見し、一緒にディスカッションを行い、透析看護を再認識できればと考えこの企画を立てました。更に、日本赤十字九州国際看護大学から準教授であります下山節子先生を講師に招き、教育的立場から、資格を持った看護職者の看護介入のあり方についてアドバイスを頂けたらと思っております。

最後に、御協力頂いた皆様に感謝すると共に、この企画が看護職者の皆様にお役に立てれば幸いです。